

第2章 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要5項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、市は、県・国の実施状況を基に、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

第1節 未発生期

<p>○想定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
<p>○対策の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 発生に備えて体制の整備及び準備を行う。 (2) 県との連携の下に発生の早期確認に努める。
<p>○対策の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県、他市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 (3) 特定接種及び住民接種の接種体制を構築する。

(1) 実施体制

(1)-1 市行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画及び業務継続計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

【全部局】

(1)-2 体制の整備及び県等との連携強化

① 市対策本部を新型インフルエンザ等の発生時には速やかに立ち上げられるよう、そして未発生期からの対策を推進するために、関係課の課長等で構成する連

絡調整会議を設置する。

【関係課】

- ② 市における取組体制を整備・強化するために、連絡調整会議の枠組みを通じて、未発生期から担当者を決め、初動対応体制の確立を図るとともに、発生時に備えた各課の対策や業務継続計画の策定を進める。

【全部局】

- ③ 行動計画を実効性のあるものとするため、県や他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、各種訓練を実施する。

【関係課】

- ④ 岩出保健所を中心として、那賀医師会、公立那賀病院、那賀消防本部等と連携の強化を図るとともに、地域での医療体制の整備を進める。

【危機管理消防課、健康推進課】

(1)-3 近隣市町村等の連携

新型インフルエンザ等の発生時に、県や近隣市町村等と速やかに情報共有できる体制を整備する。

【関係課】

(2) 情報収集と提供

(2)-1 体制整備等

- ① 発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係課間での情報共有体制を整備する。

【関係課】

- ② 広報・広聴の体制整備等の事前の準備として、新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、ウェブサイト、ソーシャルネットワークサービス（SNS）を含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。

【秘書課、広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ③ 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する（広報担当者を中心としたチームの設置、広報・広聴担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等）。

【秘書課、広報広聴課】

- ④ 常に情報の受取側の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にかす体制を構築する。

【秘書課、広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ⑤ 県や岩出保健所、関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。

【秘書課、広報広聴課、総務課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ⑥ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、国の要請に基づいて市のコールセンター等を設置する準備を進める。

【危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

(2)-2 情報収集

- ① 国及び県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報を収集し、必要に応じ、市民に提供する。

【健康推進課】

- ② 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

【子育て支援課、健康推進課、学校教育課】

(2)-3 継続的な情報提供

- ① 市民が混乱しないように、高病原性鳥インフルエンザや新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、岩出保健所との連携の下、各媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。

【広報広聴課、農業振興課、健康推進課】

- ② 広報誌等に新型インフルエンザ等に関する予防的対策や行動計画などの情報を掲載する。

【広報広聴課、健康推進課】

- ③ 平時から市民及び学校・保育所・市内各事業所等、関係団体にマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

【広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、子育て支援課、健康推進課、学校教育課】

- ④ 学校、保育所、幼稚園は集団発生や地域への感染拡大の起点となりやすいことから、平常時から保健福祉部や教育委員会と連携して、児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供する。

【子育て支援課、健康推進課、学校教育課】

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 個人における対策の普及

- ① マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

【危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ② 新型インフルエンザ等緊急事態において、県が実施する不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等、感染対策についての理解促進を図る。

【危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

(3)-2 対策実施のための準備

- ① 市内の小・中学校、幼稚園、保育施設、高齢者・障がい者の通所介護等の通所施設等における感染予防策、臨時休業等、新型インフルエンザ等発生に備えた対応について検討する。

【高齢介護課、障害福祉課、子育て支援課、学校教育課】

- ② 市の施設の消毒剤等の感染防護用品の備蓄を進めるとともに、業務に従事する職員の感染防止のための個人防護具等の備蓄を進める。

【環境衛生課、廃棄物対策課、健康推進課、教育総務課】

(3)-3 水際対策

- 国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、国、県、その他関係機関との連携を強化する。

(4) 予防接種の実施

(4)-1 特定接種の準備

- ① 特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。

【議事調査課、人事課、健康推進課】

- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員等の特定接種については、市が実施主体として接種を実施することとなるため、接種体制を整備しておく。

【議事調査課、人事課、健康推進課】

- ③ 特定接種の対象となり得る市職員等について把握し、厚生労働省に報告する。

【健康推進課】

- ④ 国が実施する登録事業者の登録業務等について、必要に応じて協力する。

【健康推進課】

(4)-2 住民接種の準備

- ① 住民接種については、本市を実施主体として、原則として集団接種により実施することとなっているため、厚生労働省及び県の協力を得ながら、本市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の整備を図る。

【地域振興課、健康推進課】

- ② 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

【健康推進課】

- ③ 速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、国及び県が示す接種体制の具体的なモデル等を参考に、準備を進めるよう努める。

【健康推進課】

(4)-3 情報提供

県が示す新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な内容について情報提供を行い、市民や関係者の理解促進を図る。

【健康推進課】

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(5)-1 医療体制の整備

県が設置する、二次医療圏等の圏域を単位に、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（大学病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議に出席し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。

【危機管理消防課、健康推進課】

(5)-2 要援護者への生活支援

① 県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

【社会福祉課、高齢介護課、障害福祉課】

② 市は最も住民に近い行政主体であり、市民を支援する責務を有することから、市民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。

【社会福祉課、高齢介護課、障害福祉課】

③ 地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、市による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取組を進める。

【管財課、危機管理消防課、社会福祉課、高齢介護課、障害福祉課】

(5)-3 火葬能力等の把握

① 県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について

の把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制整備を行う。

【環境衛生課、生涯学習課、生涯スポーツ課】

- ② 県による、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数の調査、その結果について、域内の市町村及び近隣の府県との情報の共有に協力する。

【環境衛生課、生涯学習課、生涯スポーツ課】

(5)-4 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

【管財課、危機管理消防課、健康推進課】

第2節 海外発生期

<p>○想定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
<p>○対策の目的</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況を注視しつつ、市内発生の遅延と早期発見に努める。</p> <p>(2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p>○対策の考え方：</p> <p>(1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について、十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</p> <p>(2) 対策の判断に役立てるため、国・県等との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</p> <p>(3) 県内発生した場合には、早期に発見できるよう県等が実施するサーベイランスに協力し、情報収集体制を強化する。</p> <p>(4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策について、的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</p> <p>(5) 特定接種について、国が必要性を判断した場合には集団接種を行うことを基本として、対象者に対する接種を開始する。</p>

(1) 実施体制

(1)-1 市の体制強化等

- ① 県が対策本部を設置していない場合であっても、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いが強い場合は、国や県の対応を注視し、連絡調整会議を開催して、国の基本的対処方針並びに市行動計画に基づく対応や市対策本部の体制を確認する。

【全部局】

- ② 国や県が対策本部を設置したときまたは市長が必要と認めるときは、市長を本部長とする市対策本部を設置し、市行動計画に基づき、海外発生期の対策について協議・決定する。

【全部局】

- ③ 岩出保健所を中心として、那賀医師会、公立那賀病院、那賀消防本部等と現在の状況と地域の対策について、関係者の認識と情報の共有を図る。

【危機管理消防課、健康推進課】

- ④ 市の各部局は、新型インフルエンザ等発生に備え、職員の連絡体制を確立するとともに、市行動計画に基づき、各課の業務継続計画実施に向けて準備する。

【全部局】

(1)-2 関係機関との連携

- ① 新型インフルエンザ等の発生状況について、県、近隣市町村、その他の関係機関と必要な情報共有を強化する。

【全部局】

- ② 指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等、関係機関との連携を図り、情報の共有を図る。

【危機管理消防課、健康推進課】

(2) 情報収集と提供

(2)-1 情報収集

- ① インターネットを活用し、世界保健機関（WHO）、国立感染症研究所等が発表する海外での新型インフルエンザ等の発生状況や、国及び県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報や基本的対処方針について情報収集する。

【危機管理消防課、健康推進課】

- ② 保健所を通じ県内及び市内の新型インフルエンザ等患者（疑いを含む。）数等の情報収集を行う。

【健康推進課】

- ③ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、感染拡大を早期に探知する。

【子育て支援課、健康推進課、学校教育課】

(2)-2 情報共有

- ① 県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口の設置をし、メール等による対策の状況、プロ

セス等の共有を行う。

【総務課、危機管理消防課、健康推進課】

- ② 関係課間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。

【関係課】

(2)-3 情報提供

- ① 市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内・市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、市ウェブサイト、市広報の活用を基本とし、防災無線、公共施設や市内医療機関へのポスター掲示、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

【秘書課、広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ② このため、市は、市対策本部における広報担当者を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。市は、対策の実施主体となる市役所各課が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部が調整する。

【秘書課、広報広聴課】

- ③ 市民の混乱を避けるために、根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報を野放しにしないよう、国や県と連携し、正確な情報を提供する。

【秘書課、広報広聴課、危機管理消防課、人権啓発推進課、地域振興課、健康推進課】

- ④ 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。

【広報広聴課、政策調整課、障害福祉課】

(2)-4 コールセンター等の設置

- ① 国からの要請に基づいて、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、市民に周知する。

【危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ② 市民からの一般的な問い合わせや相談があったときは、国からのQ&A等の情報を参考に、県のコールセンターと協力し適切に情報を提供する。また、疾病に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できるよう、各課の情報

共有を円滑に行い対応する。

【危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ③ 市民から寄せられる問い合わせや、医療機関その他関係機関から収集した情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、県へ報告するとともに、次の情報提供に反映する。

【危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ④ 市ホームページ、コールセンター等を通して、岩出保健所との連携の下、国内の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国・接触者外来に関する情報を提供する。

【危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 感染対策実施の勧奨

- ① 市民及び市内関係事業所、介護・福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。

【広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、高齢介護課、障害福祉課、子育て支援課、健康推進課、学校教育課】

- ② 市関係施設において、消毒液等感染防止品の設置準備をする。

【関係課】

- ③ 市職員等に対し、個人の感染予防対策について注意喚起を徹底する。

【総務課、人事課】

(3)-2 学校等における感染対策

- ① 学校等においては、通常の段階から児童・生徒、通所者、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。

【子育て支援課、学校教育課】

- ② 市内での発生に備え、学校等における感染予防策を徹底するとともに、臨時休業等についての連絡体制を確認する。

【子育て支援課、学校教育課】

(3)-3 感染危険情報等の提供

国が発表した感染症危険情報を受け、関係機関と連携し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

【危機管理消防課、健康推進課】

(4) 予防接種の実施

(4)-1 特定接種の実施

国において特定接種の具体的運用が決定され、ワクチンの供給があった場合は、県と連携し、本市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

【議事調査課、人事課、健康推進課】

(4)-2 特定接種の広報・相談

具体的な接種の進捗状況、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

【議事調査課、広報広聴課、危機管理消防課、健康推進課】

(4)-3 住民接種の準備

① 県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種、または予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。

【地域振興課、健康推進課】

② 国の要請を踏まえ、全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

【地域振興課、健康推進課】

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(5)-1 医療について

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状を有する者は、県が保健所に設置する帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう市民へ周知する。

【危機管理消防課、健康推進課】

(5)-2 遺体の火葬・安置

県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進めるものとする。

【人事課、環境衛生課】

第3節 県内未発生期

<p>○想定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。 ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。
<p>○対策の目的</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新型インフルエンザ等の市内侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。 (2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。
<p>○対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 対策の判断に役立てるため、国・県等との連携の下で、国内での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 (2) 県内発生した場合には、早期に発見できるよう国・県等が実施するサーベイランスに協力し、情報収集体制を強化する。 (3) 国内での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策について、的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 (4) 医療体制や感染対策について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 (5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 (6) 県内発生に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

(1) 実施体制

市内での感染対策等に関する決定

市対策本部を設置し、国の基本的対処方針や県の対策に基づき、市内での感染対策等について決定する。なお、必要に応じ、感染症に関する専門的な知識を有する者の意見を聞くこととする。

【全部局】

【緊急事態宣言がされた場合】

① 市対策本部の設置

- ・国が緊急事態宣言を行った場合は、特措法第34条と本部条例に基づき、速やかに市長を本部長とする市対策本部に移行する。
- ・市対策本部長は、本市に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当市が実施する緊急事態措置に関する総合調整を行う。
- ・市対策本部は、必要に応じて下部組織として作業チームを設置し、市対策本部で確認・検討した新型インフルエンザ等対策を速やかに推進する。

【全部局】

② 連携・協力体制の構築

国が緊急事態宣言を行った場合は、近隣市町村、県、近隣府県、関西広域連合等と緊急事態措置に対する連携・協力体制を構築する。

【全部局】

(2) 情報収集と提供

(2)-1 情報収集

- ① 引き続き、国及び県を通じ、またインターネット等により新型インフルエンザ等の発生状況や基本的対処方針等、関連情報を収集する。

【危機管理消防課、健康推進課】

- ② 岩出保健所等を通じ県内の新型インフルエンザ等患者（疑いを含む。）数等の情報収集を行う。

【健康推進課】

- ③ 感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）の把握を強化する。

【子育て支援課、健康推進課、学校教育課】

(2)-2 情報共有

- ① 県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

【総務課、危機管理消防課、健康推進課】

- ② 関係課間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。

【関係課】

(2)-3 情報提供

- ① 市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。また、ウェブサイトの内容等について随時更新する。

【秘書課、広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ② 特に、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう個人レベルでの感染予防策（不要不急の外出の自粛、マスク着用・咳エチケット・手洗い、ワクチン接種他感染予防策）や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（発熱時の受診方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

【広報広聴課、地域振興課、子育て支援課、健康推進課、学校教育課】

- ③ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があり、同時に他の者に感染させる可能性があり、それが責められるようなことではないという認識を市民が持つように情報提供する。

【広報広聴課、人権啓発推進課、地域振興課、子育て支援課、健康推進課、学校教育課】

- ④ 市ホームページ、コールセンター等を通して、岩出保健所との連携の下、国内の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報を提供する。

【危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ⑤ 新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。

【秘書課、広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

(2)-4 コールセンター等の体制の充実

- ① 引き続き、県との協力体制の下、国が状況に応じて改訂したQ&A等の情報に基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等の体制の充実を図る。また、生活相談等も含めた広範な対応ができるよう各課の対応を強

化する。

【危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ② 市民から寄せられる問い合わせ、医療機関やその他関係機関から収集した情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、県へ報告するとともに、次の情報提供に反映する。

【危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 感染対策実施の要請

- ① 市民及び市内関係事業所、介護・福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を徹底するよう周知する。

【広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、高齢介護課、障害福祉課、子育て支援課、健康推進課、学校教育課】

- ② 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

【高齢介護課、障害福祉課、健康推進課】

(3)-2 学校等における感染対策

- ① 学校等においては、通常の段階から児童・生徒、通所者、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。

【子育て支援課、学校教育課】

- ② 市内発生に備え、県が示した学校等の臨時休業の基準を考慮し、市立小・中学校、幼稚園、保育施設等の臨時休業の基準について検討する。

【子育て支援課、学校教育課】

(3)-3 まん延防止対策の検討

- ① 近隣府県で新型インフルエンザ等患者の発生があった場合には、県や近隣市町村との連携の下、地域の実情に応じ県内発生早期と同等のまん延防止対策の実施を検討する。

【危機管理消防課、健康推進課】

- ② 市内発生に備え、市関係施設の閉鎖について検討する。

【総務課、管財課、健康推進課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、生涯スポーツ課】

(3)-4 水際対策

国が不要不急の出国を自粛するよう勧告した場合は、それを市民や関係機関に周知するなど、国が行う水際対策に協力する。

【危機管理消防課、健康推進課】

(4) 予防接種の実施

(4)-1 特定接種の実施

本市職員等の対象者に対する特定接種を引き続き進める。

【議事調査課、人事課、健康推進課】

(4)-2 住民接種の実施

- ① パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、国が、住民への接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて接種順位を決定し、国からパンデミックワクチンが供給され次第、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

【地域振興課、健康推進課】

- ② 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、岩出保健所・保健福祉センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

【地域振興課、健康推進課】

(4)-3 住民接種の広報・相談

- ① 住民接種の実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

【広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ② 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

【広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ③ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。

【広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

(4)-4 有効性・安全性に係る調査

あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

【健康推進課】

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(5)-1 医療について

県が行う以下の対策が円滑に実施できるよう、必要に応じて協力する。

【危機管理消防課、健康推進課】

① 医療体制の整備

- ・発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。
- ・患者等が増加してきた段階においては、帰国者・接触者外来に限定した診療体制から、一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

② 患者への対応

- ・国と連携し、新型インフルエンザ等と診断されたものに対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いと判明しない限り実施する。
- ・国と連携し、必要に応じて、地方衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定検査は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR等の確定検査は重症者に限定して行う。

③ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

- 国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者、または救急隊員等であって十分な防御なく暴露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。
- 国内感染期に備え、引き続き、国と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

(5)-2 要援護者対策

新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

【社会福祉課、高齢介護課、障害福祉課】

(5)-3 遺体の火葬・安置

県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。なお、非透過性納体袋については、県が病院または遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。

【人事課、環境衛生課】

(5)-4 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

【商工観光課】

第4節 県内発生早期

○想定状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内のいずれかの市町村で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・ 県内でも、市町村によって状況が異なる可能性がある。
○対策の目的
<ol style="list-style-type: none"> (1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 (2) 患者に適切な医療を提供する。 (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
○対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> (1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。県内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国の緊急事態宣言が行われた場合、積極的な感染対策等をとる。 (2) 医療体制や感染対策について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 (3) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 (4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 (5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

(1) 実施体制

市内での感染対策等に関する決定

市対策本部を設置し、国の基本的対処方針や県の対策に基づき、市内での感染対策等について決定する。なお、必要に応じ、感染症に関する専門的な知識を有する者の意見を聞くこととする。

【全部局】

【緊急事態宣言がされた場合】

① 市対策本部の設置

- ・国が緊急事態宣言を行った場合は、特措法第34条と本部条例に基づき、速やかに市長を本部長とする市対策本部に移行する。
- ・市対策本部長は、本市に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、本市が実施する緊急事態措置に関する総合調整を行う。
- ・市対策本部は、必要に応じて下部組織として作業チームを設置し、市対策本部で確認・検討した新型インフルエンザ等の具体的な対策を継続して実施する。

【全部局】

② 連携・協力体制の構築

国が緊急事態宣言を行った場合は、近隣市町村、県、近隣府県、関西広域連合等と緊急事態措置に対する連携・協力体制を構築する。

【全部局】

(2) 情報収集と提供

(2)-1 情報収集

- ① 引き続き、国及び県を通じ、またインターネット等により新型インフルエンザ等の発生状況や基本的対処方針等、関連情報を収集する。

【危機管理消防課、健康推進課】

- ② 岩出保健所を通じ県内及び市内の新型インフルエンザ等患者（疑いを含む。）数等の情報収集を行う。

【健康推進課】

- ③ 感染拡大を早期に探知するため、学校等における新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

【子育て支援課、健康推進課、学校教育課】

(2)-2 情報共有

- ① 県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、市内の流行や対策の現場

の状況を的確に把握する。

【総務課、危機管理消防課、健康推進課】

- ② 関係課間の情報共有体制を強化し、必要な情報を共有する。

【関係課】

(2)-3 情報提供

- ① 市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内及び市内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供するとともに混乱防止及び注意喚起を図る。また、ウェブサイトの内容等について随時更新する。

【秘書課、広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ② 特に、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう個人レベルでの感染予防策（不要不急の外出の自粛、マスク着用・咳エチケット・手洗い、ワクチン接種他感染予防策）や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（発熱時の受診方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

【広報広聴課、地域振興課、子育て支援課、健康推進課、学校教育課】

(2)-4 コールセンター等の体制の強化

- ① 引き続き、県との協力体制の下、国が状況に応じて改訂したQ&A等の情報に基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を継続し、対応時間を拡大するなど、体制の充実・強化を図る。また、生活相談等も含めた広範な対応ができるよう各課の対応を強化する。

【危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ② 市民から寄せられる問い合わせ、医療機関やその他関係機関から収集した情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、県へ報告するとともに、次の情報提供に反映する。

【危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 感染対策実施の要請

県内発生早期においては、患者数が少ない段階で感染拡大を抑制し、その後の患者数増加のタイミングを遅らせ、流行のピークの到来を遅延させるため、県の要請

を踏まえて、業界団体等を経由し、または直接市民、事業者等に対して以下の対策を実施する。

- ① 市民に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

【広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ② 事業所、福祉施設等に対し、時差出勤の実施等、職場における感染対策徹底及び、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

【高齢介護課、障害福祉課、子育て支援課、商工観光課】

- ③ 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

【危機管理消防課、高齢介護課、障害福祉課、健康推進課】

- ④ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安等により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校長等に要請する。

【子育て支援課、学校教育課】

- ⑤ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

【政策調整課】

(3)-2 濃厚接触者等の対策

県が、国と連携して実施する感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や、患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置に協力する。

【危機管理消防課、健康推進課】

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、県が必要に応じて行う以下の要請に協力する。

① 外出制限等

県は特措法第 45 条第 1 項に基づき、市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内の二次医療圏単位）とすることが考えられる。

【広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

② 施設の使用制限等（学校、保育所、介護老人保健施設等）

県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。この要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命・健康の保護、市民生活・市民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

また、市は、県の要請を踏まえ、特措法 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

【広報広聴課、総務課、管財課、高齢介護課、子育て支援課、健康推進課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、生涯スポーツ課】

③ 施設の使用制限等（②以外の施設）

県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。この要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命・健康の保護、市民生活・市民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

【関係課】

(3)-3 山間地域等での世界初の発生

人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない山間地域

などにおいて新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第45条及び感染症法に基づく措置などを活用した地域における重点的な感染拡大防止策の実施について、国・県と協議し、結論を得る。

【全部局】

(3)-4 水際対策

国が不要不急の出国を自粛するよう勧告した場合は、それを市民や関係機関に周知するなど、国が行う水際対策に協力する。

【危機管理消防課、健康推進課】

(4) 予防接種の実施

(4)-1 特定接種の実施

市職員等の対象者に対する特定接種を引き続き進める。

【議事調査課、人事課、健康推進課】

(4)-2 住民接種の実施

① パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、国が、住民への接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて接種順位を決定し、国からパンデミックワクチンが供給され次第、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

【地域振興課、健康推進課】

② 接種の実施に当たり、県と連携して、岩出保健所・保健福祉センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

【地域振興課、健康推進課】

(4)-3 住民接種の広報・相談

① 住民接種の実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

【広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

② 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を

積極的に提供する。

【広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

(4)-4 有効性・安全性に係る調査

あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

【健康推進課】

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

① 臨時接種の実施

緊急事態宣言がされている場合の住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

【地域振興課、健康推進課】

〈予想される状況〉

病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、市民の新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。このため、ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになるといった状況が予想される。

また、臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制で実施するため、混乱も起こり得る。

② 広報・相談

ワクチンについての広報に当たっては、ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、接種の目的や優先接種の意義、接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えるよう留意する。

【広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(5)-1 医療について

① 患者への対応等

県が行う以下の対策が円滑に実施できるよう、必要に応じて協力する。

【危機管理消防課、健康推進課】

- ・引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。
- ・必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関でも診療する体制とする。

② 在宅で療養する患者への支援

新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

【社会福祉課、高齢介護課、障害福祉課】

(5)-2 要援護者対策

① 計画に基づき、要援護者対策を実施する。

【社会福祉課、高齢介護課、障害福祉課】

② 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、支援が必要な市民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。

【社会福祉課、高齢介護課、障害福祉課】

(5)-3 遺体の火葬・安置

① 引き続き県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。なお、非透過性納体袋については、県が病院または遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。

【人事課、環境衛生課】

② 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

【人事課、市民課、環境衛生課】

(5)-4 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

【商工観光課】

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

① 水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画または業務継続計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

【水道総務課、水道工務課】

② サービス水準に係る市民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

【関係課】

③ 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

【商工観光課】

第5節 県内感染期

<p>○想定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・県内でも、市町村によって状況が異なる可能性がある。
<p>○対策の目的</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 医療体制を維持する。 (2) 健康被害を最小限に抑える。 (3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
<p>○対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた感染拡大防止策は継続実施する。 (2) 市内の発生状況に応じて、実施すべき対策の判断を行う。 (3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 (4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 (5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 (6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 (7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 (8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止等を図る。

(1) 実施体制

県内及び市内感染期の対策

市対策本部を設置し、県内及び近県、市内の発生状況を把握し、国の基本的対処方針や県の対策に基づき、健康被害及び市民生活・市民経済への影響を最小限に抑えるための対策を実施する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

① 市対策本部の設置

特措法に基づき速やかに市対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

【全部局】

② 他の地方公共団体による代行、応援等

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

【関係課】

(2) 情報収集と提供

(2)-1 情報収集

- ① 引き続き、国及び県を通じ、またインターネット等により県及び市内の新型インフルエンザ等の発生状況や他市町村の対策等、必要な関連情報を収集する。

【危機管理消防課、健康推進課】

- ② 岩出保健所を通じ県内及び市内の新型インフルエンザ等患者（疑いを含む。）数等の情報収集を行う。

【健康推進課】

- ③ 学校等における集団発生の把握の強化については、通常の報告に戻す。

【子育て支援課、健康推進課、学校教育課】

(2)-2 情報共有

- ① 県、関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、市内の流行や対策の状況を的確に把握する。

【総務課、危機管理消防課、健康推進課】

- ② 関係課間の情報共有体制を強化し、必要な情報を共有する。

【関係課】

(2)-3 情報提供

- ① 引き続き、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内及び市内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供するとともに混乱防止及び注意喚起を図る。また、ウェブサイトの内容等について随時更新する。

【秘書課、広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ② 特に、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内及び市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、家庭での感染予防策、拡大防止策の徹底を要請する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供し、社会活動の状況についても情報提供する。

【広報広聴課、子育て支援課、地域振興課、健康推進課、学校教育課】

(2)-4 コールセンター等の体制の強化

- ① 引き続き、県との協力体制の下、国が状況に応じて改訂したQ&A等の情報に基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等の体制の充実・強化を継続する。また、生活相談等も含めた広範な対応ができるよう各課の対応を強化する。

【危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ② 市民から寄せられる問い合わせ、医療機関やその他関係機関から収集した情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、県へ報告するとともに、次の情報提供に反映する。

【危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 市内でのまん延防止対策

市内の感染被害をできる限り軽減させるため、県のを要請を踏まえて、業界団体等を経由し、または直接市民、事業者等に対して、引き続き以下の対策を実施する。

- ① 市民に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

【広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ② 事業所、福祉施設等に対し、時差出勤の実施等、職場における感染対策徹底及び、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

【高齢介護課、障害福祉課、子育て支援課、商工観光課】

- ③ 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

【危機管理消防課、高齢介護課、障害福祉課、健康推進課】

- ④ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、県が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安等により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を、引き続き適切に行うよう学校長等に要請する。

【子育て支援課、学校教育課】

- ⑤ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

【政策調整課】

(3)-2 業務等の縮小

市内において感染期となった場合は、市の業務継続計画（BCP）に基づき、業務や市民サービスを縮小する。

【全部局】

(3)-3 濃厚接触者等への対応

- ① 市内において感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

【危機管理消防課、健康推進課】

- ② 罹患した患者については、症状が軽快しても感染力が無くなるまで外出しないよう呼びかけを継続する。

【健康推進課】

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる重症者・死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、県が必要に応じて行う以下の要請に協力する。

① 外出制限等

県は特措法第 45 条第 1 項に基づき、市民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

【広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

② 施設の使用制限等（学校、保育所、介護老人保健施設等）

県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。この要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命・健康の保護、市民生活・市民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

また、市は、県の要請を踏まえ、特措法 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

【広報広聴課、総務課、管財課、高齢介護課、子育て支援課、健康推進課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、生涯スポーツ課】

③ 施設の使用制限等（②以外の施設）

県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。この要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命・健康の保護、市民生活・市民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

【関係課】

(3)-4 水際対策

国が不要不急の出国を自粛するよう勧告した場合は、それを市民や関係機関に周知するなど、国が行う水際対策に協力する。

【危機管理消防課、健康推進課】

(4) 予防接種の実施

(4)-1 住民接種の実施

緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【地域振興課、健康推進課】

(4)-2 住民接種の広報・相談

住民接種の実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

【広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

(4)-3 有効性・安全性に係る調査

あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

【健康推進課】

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

① 臨時接種の実施

基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

【地域振興課、健康推進課】

② 広報・相談

ワクチンについての広報に当たっては、ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、接種の目的や優先接種の意義、接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えるよう留意する。

【広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(5)-1 医療について

① 医療体制の確保

県が行う以下の対策が円滑に実施できるよう、必要に応じて協力する。

【危機管理消防課、健康推進課】

- 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、地域での必須の診療機能を堅持しつつ、原則として一般の医療機関において、新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
- 入院治療については重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、医療機関に周知する。
- 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。
- 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

② 在宅で療養する患者への支援

新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

【市民課、環境衛生課、社会福祉課、高齢介護課、障害福祉課】

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

臨時医療施設設置への協力

国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽症であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。

【健康推進課】

(5)-2 要援護者対策

高齢者世帯、障がい者世帯等（新型インフルエンザの流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯）への生活支援（安否確認、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を必要に応じて行う。

【市民課、環境衛生課、社会福祉課、高齢介護課、障害福祉課】

(5)-3 遺体の火葬・安置

① 引き続き、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

【人事課、市民課、環境衛生課、生涯学習課、生涯スポーツ課】

② 県と連携を図りつつ、遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資を確保することに引き続き努めるとともに、火葬場の火葬能力を最大限に発揮させるため、速やかに職員体制の整備や物資の配備に努めるものとする。

【人事課、環境衛生課】

③ 県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

【環境衛生課】

④ 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するとともに、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

【人事課、環境衛生課、生涯学習課、生涯スポーツ課】

⑤ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

【環境衛生課】

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

① 水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画または業務継続計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

【水道総務課、水道工務課】

② 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

【商工観光課】

③ 要援護者への生活支援

国の要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

【市民課、環境衛生課、社会福祉課、高齢介護課、障害福祉課】

④ 埋葬・火葬の特例等

- 国から県を通じ行われる要請に基づき、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- 国から県を通じ行われる要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために、特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行うものとする。

【市民課、環境衛生課、生涯学習課、生涯スポーツ課】

第6節 小康期

○想定状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状況。
○対策の目的
市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
○対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> (1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 (3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

(1)-1 対策の評価・見直し

市対策本部は、国の小康期に関する公示を参考に、これまでの各発生段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画等の見直しを行う。

【全部局】

(1)-2 市対策本部の廃止

国が、特措法第32条5項に定める新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行ったとき、または政府及び県対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

【全部局】

(2) 情報収集と提供

(2)-1 情報収集

① 海外及び国内での新型インフルエンザ等の発生状況、他の都道府県、他市町村の対応について、県・国を通じて必要な情報を収集する。

【危機管理消防課、健康推進課】

- ② 再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

【子育て支援課、学校教育課】

- ③ 再流行を早期に探知するため、学校等における新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

【子育て支援課、健康推進課、学校教育課】

(2)-2 情報共有

- ① 県、国、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

【総務課、危機管理消防課、健康推進課】

- ② 関係各課間の情報共有体制を維持し、第二波に備え必要な情報を共有する。

【関係課】

(2)-3 情報提供

- ① 引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について情報提供と注意喚起を行う。

【秘書課、広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

- ② 市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせや関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。

【広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

(2)-4 コールセンター等の体制の縮小

- 県・国の要請と感染状況を踏まえ、新型インフルエンザ等相談窓口体制を縮小する。

【危機管理消防課、地域振興課、健康推進課】

(3) 予防・まん延防止

まん延防止対策の見直し

- 流行の経過を踏まえ、第二波に備え、拡大防止策を見直し、改善に努める。

【危機管理消防課、健康推進課】

（４）予防接種の実施

住民接種の実施

流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【地域振興課、健康推進課】

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

臨時接種の実施

緊急事態宣言がされている場合には、県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

【地域振興課、健康推進課】

（５）市民生活及び市民経済の安定の確保

(5)-1 在宅で療養する患者への支援

新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

【社会福祉課、高齢介護課、障害福祉課】

(5)-2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

【関係課】

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

(1) 実施体制

国内外において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに国・県を通じて情報の収集・共有を行い、必要に応じ、紀の川市新型コロナウイルス等対策連絡調整会議を開催し、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。

【危機管理消防課、健康推進課、農業振興課】

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

国・県を通じて鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

【健康推進課、農業振興課】

(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

市内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により岩出保健所を通じ全数を把握する。

【健康推進課】

(3) 情報提供・共有

(3)-1 国内外発生時

国内外において鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じて県・国と連携し、発生地域での発生状況、対応状況等について、市民に積極的な情報提供を行う。

【広報広聴課、危機管理消防課、健康推進課、農業振興課】

(3)-2 市内発生時

市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、県及び国と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。

【秘書課、広報広聴課、危機管理消防課、地域振興課、健康推進課、農業振興課、】

(3)-3 在外市民への情報提供

鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する在外市民に対し、県が市内の各学校等を通じて行う、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況

や鳥インフルエンザの人への感染状況についての情報提供、感染予防のための注意喚起(養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等)について協力を行う。

【政策調整課、学校教育課】

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 水際対策

県等が、検疫法の対象となる鳥インフルエンザについて、検疫所から検疫法に基づく健康監視等の通知があった場合に、必要に応じて講じる措置に協力する。

【健康推進課】

(4)-2 疫学調査・感染対策

県が行う以下の対策が円滑に実施できるよう、必要に応じて協力する。

【危機管理消防課、健康推進課】

- 必要に応じて派遣される国の疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査の協力をする。
- 国の要請を踏まえ、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。

(4)-3 家きん等への防疫対策

市内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合に、県が行う以下の対策が円滑に実施できるよう、必要に応じて協力する。

【総務課、人事課、危機管理消防課、農業振興課】

- 国との連携を密にし、国の支援を受け、防疫指針に則した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。
- 国に対し、殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、県による対応が困難である等やむを得ない場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請する。
- 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。

(5) 医療

(5)-1 国内（県内・市内）において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

県が行う以下の対策が円滑に実施できるよう、必要に応じて協力する。

【危機管理消防課、健康推進課】

- 国の助言を参考にし、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。
- 患者の検体を地方衛生研究所で検査し、必要に応じて、国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。
- 国の要請を踏まえ、感染症法に基づき鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じる。

(5)-2 海外において鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

県が行う以下の対策が円滑に実施できるよう、必要に応じて協力する。

【危機管理消防課、健康推進課】

- 国の要請を踏まえ、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供し、及び医療機関等に周知する。
- 国の要請を踏まえ、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。